コンビニエンスストアにおける経営と労働

土屋 直樹

(武蔵大学教授)

コンビニエンスストア(CVS)は、日本人の日常生活に不可欠な存在となっている。その CVS の経営は、ほとんどがフランチャイズチェーンの加盟者によって担われている。本稿は、CVS で働く加盟者とその親族、従業員の就労実態、労働条件について、加盟者と チェーン本部の契約がそれらにどう関係しているか、という観点から考察したものである。加盟者は相当な長時間就労を行っているが、それに比べて収入は高いとは言えない。従業員の大半はパート・アルバイトであり、その時給は最低賃金水準で、他職種の賃金よりも明らかに低い。CVS の経営は、人件費を極力切り詰めなければ成り立たない場合が多いからである。その状況に関係しているのが、加盟者と本部のフランチャイズ契約である。具体的には、ロイヤルティの料率が高いこと、人件費等の負担に見合わない新規サービスの導入が自動的または一方的に行われる場合があること、人件費等の負担に見合わない場合が多い深夜時間帯にも営業しなければならないこと、廃棄品の費用負担が重いが、その削減も難しいことなどのために、加盟者は人件費を強く抑制しなければならないのである。現在、CVS の多くが深刻な「人手不足」の問題に直面している。その問題の解決には従業員の待遇の改善が必要だが、以上のことからそれは困難である場合が多い。今後のCVS の健全な発展のためには、加盟者と本部の関係の見直しが求められる。

目 次

- I はじめに
- Ⅱ CVS 従業員の低賃金
- Ⅲ オーナーの長時間就労と店舗利益
- IV CVS の収支と FC 契約
- V おわりに

Iはじめに

コンビニエンスストア (以下 CVS と記す) の店舗数は,2015年度末で5万4839である。20年前の約3万店,10年前の約4万店から大きく増加し、日本の人口約2300人に対して1店の割合であり、ますます身近な存在となっている。商品販売額では2015年に10兆円を超え、百貨店を優に上回りスーパーの約13兆円に迫っている¹⁾。また CVS

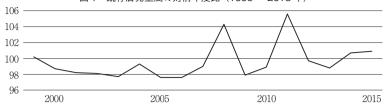
の従業者数は 2012 年で約 72 万人と推計されており²⁾, それ以降の店舗数の増加をふまえると現在では 80 万人を超えていると考えられる。商品の製造・配送なども含めると, CVS に関わる従業者数はさらに大きくなる。

CVSが日本経済に果たす役割は大きく、人々の日常生活に不可欠な存在となってきている。今後も例えば、訪日外国人に向けたサービスの拡充や店舗環境の整備、またセーフティステーションとして、女性や子どもの駆け込み対応、御用聞きや配達の際の高齢者の見守り活動、買い物困難者へのサービス拡大、災害時の情報や救援物資の提供に務めることなどによって、社会・生活インフラとしての役割を高めていくことが期待され、取り組みが行われている³⁾。

その重要な役割をいわば現場で果たし、消費者

日本労働研究雑誌 41





注:2015年の数値は、日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア FC 統計」による。

出所:経済産業省『商業動態統計調查』

や住民に対して直接に商品の販売、サービスの提 供を行っているのは各店舗である。そしてその経 営は、CVS チェーンの加盟者(以下、店長または オーナーと記す場合もある)によって担われている 場合がほとんどであり、チェーン本部の直営店は ごくわずかである。また大手チェーンによる寡占 化が進行し、大半の CVS の店舗はいずれかの有 力チェーンの看板を掲げて営業している⁴⁾。

小論の問題関心は、そのような店舗における、 加盟者、その配偶者など親族、そして雇用されて いる従業員の就労実態, 労働条件についてである。 前述のように CVS は、人々の日常生活になくて はならない存在であり、また社会・生活インフラ としての重要な役割をいっそう果たしていくこと が期待されている。そのためには、各店舗で事業 に従事する人々の適切な就労環境・条件が確保さ れなければならない。しかしその面では、大きな 問題があると考えられるからである。加盟者は チェーン本部とフランチャイズ契約(以下FC契 約と記す)を結んで、チェーンに加盟し営業を行っ ている。そして、そうした環境・条件の整備・確 保は、店舗オーナーである加盟者の責任とされる。 しかし現実の FC 契約のもとで、それが困難とな る。いわば構造的問題が少なからずあるのではな いか、このことを具体的に述べてみたい。

CVS の経営と労働に関する調査研究としては、 『コンビニエンス・ストアの経営と労働に関する 調査研究』(以下 JIL 調査と記す) がある ⁵⁾。これ は20年以上前の1993年に実施された調査による ものだが、それ以降、CVSの状況は大きく変化 してきた。例えば、当時の加盟者は酒屋等の小売 業からの転業者が多くを占め、土地・建物を自己 で所有し、FC 契約はいわゆる A タイプが主流で あったが、最近では、A タイプよりも本部へのロ イヤルティ支払いが高額な(したがってオーナーの 収入が低くなる) Сタイプの契約が主流となって いる⁶⁾。また1990年代初めまでは、1店舗当た りの売上高が年々大きく増加してきていた(JIL 調査の「図表 3-1-4」によると、1984 年から 91 年に かけて、年商が約1千万円ずつ年々増加している)。 しかし、それ以降、長らく停滞・減少の時期が続 き、2000年代に入ってからも8年間連続して、 既存店売上高は減少を記録している (図1)。さら に当時は、弁当・総菜など日持ちしない「日配品」 や「ファストフード」の売り上げに占める割合が 相対的に高まってきていたが7)、後述する「廃棄 ロス」が店舗経営を圧迫する問題が、良好な経営 環境のもとで顕在化していなかったことや、24 時間・年中無休という営業形態以外の店舗もかな りあったことなども8,最近との重要な違いであ る。

IIL調査は、FC契約の問題の側面には、ほと んど関心を向けていなかったが、上述の変化など のために、経営不振店や閉店・廃業が増加するな かで、1990年代後半以降、加盟店の苦境やFC 契約の問題性・不当性を世に訴える動きや、加盟 者がチェーン本部を裁判に訴えることもみられる ようになってきた⁹⁾。そのなかで FC 契約に関す る法的論考は少なくないものの、FC 契約下の加 盟店の経営、労働実態に関しては、個別のケース を超えて論じたものは多くない。小論はその試み の一つである¹⁰⁾。

Ⅱ CVS 従業員の低賃金

CVS の従業者について、1店舗当たりの人数を

42 No. 678/January 2017

	最低 賃金	第1四分位数	中央値	第3四分位数		最低 賃金	第1四分位数	中央値	第3四分位数
東京都区	907	0	23	93	滋賀県	764	0	6	36
東京都市部	907	0	0	18	京都府	807	0	3	33
神奈川県	905	0	0	15	大阪府	858	0	0	22
埼玉県	820	0	10	30	兵庫県	794	0	6	36
千葉県	817	0	23	63	奈良県	740	0	10	60
茨城県	747	3	23	53	和歌山県	731	0	4	49
群馬県	737	0	0	118	岡山県	735	0	15	25
栃木県	751	0	29	49	愛媛県	696	4	24	99
静岡県	783	0	17	47	福岡県	743	0	0	9

表 1 CVS 販売員の募集時給(第 1 四分位数,中央値,第 3 四分位数)と最低賃金の差額

『商業統計調査』 $(2014 \, \mp)$ によってみると 11 , 16.0 人である。そのうちパート・アルバイト(以下 P/A と記す)は、13.7 人であり(8 時間換算雇用者数では8.0 人)、86.1% を占めている。P/A 以外は2.2 人であるが、典型的にはその大半は加盟者とその配偶者など親族である 12 。

従業者のほとんどは P/A であり、その賃金水準に関して、募集時給の水準をみてみよう。表 1 は、全国的に求人紙・誌を発行している会社のデータによって、地域ごとに、CVS 販売員の募集時給の第 1 四分位数、中央値、第 3 四分位数を、それぞれその地域の最低賃金額と比較したものである。これによると、少なくないところが地域別最低賃金の水準で募集を行っており、多くが最低賃金額プラスその数%以内となっていることが分かる。CVS の P/A の募集時給は、最低賃金額に大きく影響されて決まっている 130。

次に、P/A の募集・採用の際に、CVS と競合することが多いと考えられる他の職種と CVS の募集時給の中央値を、同じ会社のデータによって比較したものが表 2 である。これをみると、どの地域においても、すべてもしくは大半の他職種よりも低くなっていることが分かる 141。

以上のような時給水準による募集によっては、必要な P/A を採用・確保することが難しいと考えられる。そして実際にも、経済産業省の調査報告書によると、「『従業員が不足し補充の目処な

し』とする店舗は 18.6%、『ぎりぎりの状態であり、何かあれば確実に運営に支障が出る』という店舗は 35.9%存在する。『ある程度足りているが、何かあれば運営に支障の可能性』があるとした店舗(33.8%)を併せれば、従業員不足によって何らかの形で運営に支障を感じている店舗は 90%にのぼる」のである 15 。また CVS オーナー向けの雑誌『月刊 コンビニ』でも、「人材クライシス 採用困難と最賃アップをどう乗り切るか!」(2013年 12 月号)、「深刻化する『人手不足』を乗り切れ!」(2015年 7 月号)などといった特集記事を、最近しばしば載せている。

必要な P/A を確保できなければ、採用をはじめ従業員のマネジメントは加盟者の責任であるから、その結果の一つは、オーナー(またその親族)の長時間就労ということになると考えられる $^{16)}$ 。そのことと、P/A の低賃金の理由の一つとして、人件費を大きく抑制しなければ店の利益を確保できないことが考えられるため、店舗利益ないしオーナーの収入の状況を、あわせて次にみてみたい。

Ⅲ オーナーの長時間就労と店舗利益

オーナーの就労時間について、かなり古いものではあるが、前述の JIL 調査では、「店長の週平均勤務時間は、65.1 時間である。そして、連続勤

注:1) 株式会社アイデム発行『しごと情報アイデム』および『ジョブアイデム(首都圏版/大阪・神戸・京都版)』(2015 年 3 月~ 2016 年 2 月発行紙面(各月 2 週分))に掲載の「パート・アルバイト」の募集時給。

²⁾ 対象データは、2015年度地域別最低賃金を下回る値の場合、すべて最低賃金額に切り上げて集計されている。

出所: アイデム人と仕事研究所のホームページ (https://apj.aidem.co.jp/marketdata/) の「平均時給検索システム」を使用して作表 (2016 年 6 月 10 日アクセス)。

表 2 CVS 販売員の募集時給(中央値) と他職種の募集時給(中央値) の差額

	レジ 担当者	食料品 販売員	服飾 販売員	生活用品・雑 貨販売員	店頭取次ぎ サービス員	飲食店接客 サービス員	娯楽場等の接 客サービス員	軽作業員
東京都区	-40	- 30	- 20	+5	+23	-70	-20	- 20
東京都市部	-25	-23	-43	0	0	-3	-3	-13
神奈川県	-25	- 35	-45	0	0	0	-65	-5
埼玉県	-75	-70	-90	-30	+10	-20	-20	-70
千葉県	-60	-60	-60	-10	+10	-10	-10	-60
茨城県	-40	-60	-110	-30	-80	-30	- 230	-60
群馬県	-113	-133	- 103	-63	-113	-73	-83	-113
栃木県	-60	- 40	-70	-40	- 20	-20	- 120	0
静岡県	-70	- 40	-50	-50	- 25	-50	- 50	-20
滋賀県	- 30	- 30	- 130	-30	- 45	-60	- 30	-50
京都府	-20	-40	- 90	-20	- 30	-40	- 20	-40
大阪府	-2	-2	- 52	-12	0	-12	-242	-12
兵庫県	- 44	-31	-80	- 20	0	- 30	- 50	-50
奈良県	- 50	-50	-70	- 50	-30	- 50	- 250	-50
和歌山県	- 15	-15	-115	- 65	- 15	- 65	-290	- 15
岡山県	-50	-50	-50	-30	0	-60	0	- 50
愛媛県	-130	-80	-110	-80	0	-80	- 280	- 50
福岡県	-7	-7	-77	- 57	-7	- 57	-17	-7

出所:表1に同じ。

務する場合の最長勤務時間(平均)は、15.8時間 となっている。また、休日に関しては、休日が取 れないという店長が、3割弱もいる。休日を取れ る場合でも、毎週1日以上の休日を取れるのは3 割強. つまり3人に1人の低い割合となっている。 このように、店長の仕事は、勤務時間が長く、休 日が少ないといえよう」と述べられている。労働 時間面では、かなり過酷な実態であったことが窺 える。そしてやや最近の調査として、『月刊 コ ンビニ』定期購読者を対象とした『コンビニオー ナー世論調査』の結果をみると(2006年6月号), 1日平均勤務時間が12時間以上とするものが37% を占め、10時間以上でみると7割近く(68%)に もおよぶ。休日については、「ほとんど休まない」 が過半を占め(54%). 週休1日以上の割合が3 分の1と低くなっている(32%)。この結果は、 先の IIL 調査の結果とほぼ同様とみることができ よう 17)。

オーナーのこのような過重勤務の状況には、二つの背景がある。一つは先に述べた必要な P/A

の確保が困難なことである。『コンビニオーナー世論調査』でも、「パート・アルバイトの採用・確保」に「大いに苦労している」とするオーナーは61%で、「苦労は感じない」は6%でしかなかった。もう一つは、人件費をできるだけ抑制しなければ必要な利益・収入を確保することが難しいために、自らシフトに入ってその分の人件費を「節約」せざるを得ない事情もある¹⁸⁾。その人件費抑制の必要性は、「人手不足」にも結果するものである。そして後述のように近年は、売上高の増加にもかかわらず最低賃金の大幅な上昇にともなって、その必要性がさらに強まっていることから、オーナーの労働時間面での過重な勤務実態が、前述の調査の時から緩和しているとは考えにくい。

次に店舗利益、オーナーの収入についてみてみよう。JIL 調査では、オーナーの年収について、700万円未満が過半の55.7%、700万円~1000万円未満が26.7%となっていた。しかし、この調査はかなり古いもので、700万円未満が区分されておらず、また配偶者など親族の給与を含むものか

も明確ではない。比較的最近のものとして. 『月 刊 コンビニ』(2010年11月号)のデータをみる と、「個人経営オーナー」552人(個人事業の場合、 その大半は単店経営である)の年間の「店利益(専 従者2人の人件費を含む) は、まず400万円未満 が26.3%と少なくない。そして分布の中心は400 万円台から600万円台にあり(合わせて42.2%), 中央値は500万円台に位置し(平均は609万円) 700万円未満で約7割を占めている (68.5%)¹⁹⁾。 また、同誌の2009年8月号の「『コンビニ加盟店』 の経営力 | によると、年間売上高が1億円から25 億円 (この規模の大半は単店経営である) の企業の 役員報酬(店長とその親族の報酬と考えられる)の 平均は、2008年で557万円となっている(2004 年からの5年間の平均では577万円)。そして税引前 当期純利益と合わせると、679万円であった。こ れは会計事務所に会計サービスを依頼している事 業者のものであるから、単店経営加盟者一般の平 均よりは高いとみられる。しかし以上に示したも のは. 契約タイプを区分して集計していないため. それによる違いが分からない。最後に、近年の主 流のCタイプについて、ある大手チェーンの加 盟店全数の 2012 年度の「営業利益」(加盟者の親 族の給料も含む)の分布を示す資料がある200。そ れによると、400万円以下が全体の4割近く (38.3%) も占め, 600万円以下で7割を超えている (72.7%)。他方で、800万円を超えているのは1割 しかないという状況である (9.9%)。このチェー ンの例が CVS 全体を代表するものではないとし ても、先のデータと合わせて、加盟者の多くを占 める C タイプの単店経営の場合²¹⁾、オーナーの 収入ないし店の利益は、広くみて300万円台から

600万円台が典型的ととらえることができよう。

先に述べたオーナーの就労実態、そしてオーナーの親族もある程度の勤務を行っていることをふまえてみると、収入や利益は決して高いとは言えず²²⁾、厳しい経営状況に直面している加盟店が多いと考えられる。そこで次には、やや詳しくCVSの収支について、FC契約の問題も含めてみてみることにしたい。

IV CVS の収支と FC 契約

1店舗当たりの売上高について、『商業動態統計調査』(2015年)によってみると、年間で2億497万円、1日平均では56.2万円となる。なおこの水準は、チェーンによってかなり違いがあり、平均日販について、各チェーン本部の発表数値をみると、大手3チェーン間でも十数万円の開きがあり(2015年度の平均日販を高い順に示すと、65.6万円、54.0万円、51.6万円)、大手5チェーン間ではさらに大きな違いがある²³⁾。図2に平均日販の推移を示した。売り上げは2000年代に入って2007年まで長く低下傾向が続いていたが、その後は、2008年の「タスポ効果」や2011年の東日本大震災の影響があり、増加傾向にある。

この売上高から売上原価を差し引いて、売上総利益(粗利益)が求められる。粗利益率は大手チェーンでは30%前後で推移しており²⁴⁾、仮に30%とした場合、先ほどの年間売上高の場合、粗利益は6149万円となる。CVSチェーンでは、粗利分配方式を採用していて、粗利益の一定割合をロイヤルティ(フィー、チャージ)として本部が収受し、それを控除したものがオーナーの「総収入」



日本労働研究雑誌 45

表3 チャージ率(%)と「総収入」(万円、月額)の試算

	X チェーン				Yチェーン				Zチェーン			
平均日販	A タイプ		Cタイプ		A タイプ		Cタイプ		A タイプ		Cタイプ	
40 万円	45%	205 万円	59.3%	152 万円	37%	236 万円	53.0%	176 万円	35%	219 万円	49.3%	171 万円
50 万円	45%	257 万円	61.4%	180 万円	37%	295 万円	56.6%	204 万円	35%	274 万円	51.5%	205 万円
60 万円	45%	308 万円	63.1%	208 万円	37%	355 万円	57.7%	238 万円	35%	330 万円	52.7%	239 万円
70 万円	45%	359 万円	64.9%	229 万円	37%	414 万円	58.4%	273 万円	35%	384 万円	55.1%	265 万円

注:1) 24 時間営業に対するチャージの減額. 加盟6年目以降の減額. 契約更新時の減額等は含めていない。

2) 粗利益率は、2011 年度から2015 年度までの5年間の各チェーンの平均値をそれぞれ用いた。

出所: 各チェーンの加盟者募集案内等による (2015年10月末ないし12月末現在のもの)。

となる。粗利益はロイヤルティを算定する基礎で あるが,一般に理解されている粗利益とは異なる。 そのため、「IFA フランチャイズガイド」に掲載 の「フランチャイズ契約の要点と概説」におい て、各チェーン本部とも詳しく説明している。そ の内容はいずれも同様であるため、一例だけ示す と,「総荒利益高は……一般的な粗(荒)利益高 とは異なります」とし、具体的には「総荒利益高 の計算に当たっては、値引販売・商品廃棄(見切・ 処分) の原価や実地棚卸にもとづく商品在庫の増 減額(棚卸ロス)の原価は、売上原価から差し引 きますので、売上原価には含まれず、加盟者の営 業経費として計上します」としている。つまり、 一般的には廃棄ロスや棚卸ロスは売上原価に含め て粗利益を計算するところ、FC 契約で定めるロ イヤルティの算定に用いる粗利益の計算において は、それらを含めないということである。これは 「コンビニ会計」とも呼ばれる方式であり、これ に関する問題は後述する。

この粗利益に対するロイヤルティの料率(以下チャージ率と記す)は、各チェーンによって異なり、また契約タイプによっても違う。加盟契約のタイプは、基本的には前述のようにAタイプとCタイプである。前者の場合は、店舗の土地・建物を加盟者自身が所有または賃借して用意することが必要になる。後者の場合は、土地・建物を本部で用意するため、加盟者は加盟金、出資金など300万円から400万円程度の資金が用意できれば加盟が可能となる。かつては酒屋など小売業から転業して加盟するものが多くAタイプが主流であったが、先に述べたように現在ではCタイプが主流である。土地・建物を本部が負担するC

タイプでは、A タイプよりチャージ率がかなり 高くなっている。

表3は、一定の平均日販ごとに、契約タイプ別 のチャージ率とオーナーの総収入(月額)を、大 手3チェーンについて示したものである。タイプ によって. チャージ率と総収入が大きく異なるこ とが分かる。主流のCタイプについてみていく ことにするが、チェーンによる違いが大きいよう にみえる(X とそれ以外)。しかし各チェーンの平 均日販の数値(2015年度)を用いて総収入の試算 をすると、Xは220万円、Yが217万円、Zは 210万円となり、あまり大きくは異ならない。各 チェーンとも、その店舗のほとんどが24時間営 業であるが、それに対するチャージの減額や営業 奨励金の支給を行っている。また加盟6年目以降 のチャージの減額などもあり、これらを考慮する と. 総収入の平均は230万円ないし250万円ほど となろう ²⁶⁾。

この「総収入」から、人件費、商品廃棄ロス、水道光熱費、消耗品費、その他経費の営業費を引いたものが営業利益で、オーナーの収入の基礎となる。これら営業費のうち、一般的に最も大きい割合を占めるものは人件費である。その人件費の水準に関して、一定の仮定を置いて試算してみた。まず前述のように、募集時給の水準は最低賃金の水準に大きく規定されている。そこでP/A時給の平均を最低賃金額×1.05とし、また各時間帯2名勤務として²⁷⁾、深夜時間帯の割増率を法律上の下限25%と置いて、2015年度の地域別最低賃金額の全国平均798円を用いて、1カ月の人件費総額を計算すると131.3万円となる。このように人件費はオーナー総収入の過半を占め、一定の利

益を確保するためには、その抑制が求められるも のの、近年の最低賃金の大幅な引き上げは、それ を困難なものとし厳しい経営状態が続いていると 考えられる。上記の仮定によって、2005年度の 最賃額668円を用いて試算すると人件費は109.9 万円となり、この10年間で20.4万円の増加とな る。他方で、図2によると、この間に売り上げは 日販で4.9万円も大きく増加している。しかし、 粗利益率を30%として、チャージ率を55%とし た場合、1カ月当たりのオーナー総収入の増加分 は20.1万円にとどまる。しかもこの間には、使 用する P/A の時間数は、サービス商品の拡大や 売り上げ全体の増加にともない増えているとみら れ28). これも勘案すると、人件費負担は、大幅な 売り上げ増にもかかわらず高まっていると考えら れる²⁹⁾。

ところでFC契約においては、上述の人件費を含む営業費のほとんどは加盟者負担であるため、加盟者は売り上げの維持・向上をはかるとともに、営業費の水準を適切に管理して一定の利益を確保しようと努める。他方でチェーン本部は、粗利益の一定割合をロイヤルティとして収受し、店舗の営業費の大半を負担しないため、専ら売り上げの拡大(および粗利益率の向上)を追求する誘因が働くものと考えられる。その結果、両者間で利害が対立し、FC契約上ないし本部優位の力関係のもとで、加盟者の不利益が生じる可能性がある。

現実にも、人件費等の負担に見合わず加盟者に不利益となる場合もある業務が、契約上自動的にあるいは一方的に導入されることは少なくない。公正取引委員会の加盟店実態調査(以下、公取調査と記す)によると³⁰⁾、「インターネット販売における消費者への物品の受渡し業務」「フード類の調理販売」「宅配便・メール便の取次ぎ」「公共料金・通信販売等の料金等収納業務」などの新規事業の導入が、契約上自動的にまたは一方的に行われたとする加盟店の割合は86.7%であった。その調査では、後者の場合について「不利益を被ったか否か」を聞いているが、肯定した割合が51.5%であった。その理由については、「新規事業に係る手数料収入が少ない」(58.5%)、「新規事業を行うための人件費が増大した」(55.6%) ということ

を挙げた加盟店が多かった。またヒアリング調査の結果として、「導入する新規事業の内容が難しい業務である場合、当該業務の導入に伴うスタッフの教育、人件費及びリスク等の負担が増加するため、加盟店が得られる手数料収入では採算に合わないものもあるが、本部から一方的に通知され導入させられる」などの事例が報告されている310。サービス商品の拡充は、消費者の利便性を高めて、チェーンのブランド・イメージが向上する。そして売り上げが拡大し、ロイヤルティ収入も増加することから本部としては利益となる一方で、実際にサービスを提供し、そのための人件費やリスクを負担する加盟店のなかには、その負担に見合う収入が得られないものも多いと考えられる。

同様のことが深夜営業についても言える。CVS チェーンでは、営業時間は原則として年中無休で 24 時間営業である。この営業形態については、 チェーン・イメージの維持、消費者の利便性向上、 製造・配送・販売システムの効率性などの理由か ら求められ、また防犯・防災上からも必要と言わ れる。ここでは、その是非ではなく、深夜営業を 契約上求められる加盟店の費用と利益に関して. 専ら人件費負担の面から考察したい。深夜営業の 時間帯を午後11時から午前7時の8時間とし、 その時間帯について2人勤務,深夜割増率は 25% (6時間), 深夜以外の時間の平均時給を最低 賃金額(2015年度の全国平均)×1.05と仮定すると. 48.4万円の人件費が1カ月でかかる。24時間営 業に対して、本部は奨励金の支給やチャージの減 額を行っている。その金額をあるチェーンの例に ならい月10万円として、それをすべて差し引く と人件費負担は38.4万円となる。そしてその金 額に相当する総収入を得るためには、284.6万円 の売り上げが必要である(粗利益率30%でチャージ 率55%と仮定して)。日本フランチャイズチェーン 協会によると 32), 深夜時間帯の売り上げの割合 は全体の約16%である。そこで図2の2015年の 数値によって計算すると、その売上高は273.3万 円でしかない。したがって、人件費だけを営業費 としてみても加盟店の収支はマイナスであり、他 の費用を含めるとそれはもっと大幅になる。他方 で、本部が受け取るロイヤルティについては、奨 励金10万円に相当する金額を得るためには、60.6万円の売り上げが必要となるだけで、上記の深夜時間帯の売上高のもとでの本部の収入は奨励金を差し引いて35.1万円になる³³⁾。

人件費負担が重い状況を述べたが34) 営業費 のなかでそれに次いで大きいものは、一般に商品 廃棄ロスの費用である。CVS では、品質が劣化 しやすい食品や飲料を多く取り扱っているため. 廃棄ロスは相当の金額になる。この費用がどの程 度かについて、公正取引委員会がある大手チェー ンの加盟店の約1100店舗を無作為調査したとこ ろ、2007年度の廃棄品の原価額は平均で530万 円にもなっていた³⁵⁾。この金額は、当時のこの チェーン加盟店の平均年商の2.3%に相当してい る。そして『月刊 コンビニ』の「コンビニの収 支モデル」(2010年11月号)では、月当たりの廃 棄費用を平均日販の70%と想定している(これも 売上高の2.3%に相当する)36, 仮に売上高の2.3% 相当を廃棄ロスとすると、それは粗利益の7.7% に当たり(粗利益率30%として)、オーナー総収入 の 17.0% にもなる (チャージ率 55% として)。 年商 2億円で営業利益が500万円であれば、利益にほ ぼ等しい金額である。したがって、この費用の削 減をはかり収支を改善することは、加盟店にとっ てはきわめて重要なのである。

廃棄費用は、オーナーが全額もしくは大半を負 担しなければならず、それが過大であれば経営を 大きく損なうことになるが、他方でチェーン本部 は FC 契約上それを全くあるいはほとんど負担し ない。それは、前に述べたロイヤルティを計算す る際の基礎となる粗利益の算定方法の特徴に理由 がある。廃棄費用は、CVSでは弁当・総菜など いわゆるデイリー品を多く扱っているため、経常 的に発生する費用である。一般的には、売上原価 にはそうした費用も含まれ、その原価が売上高か ら控除されて粗利益が計算される。その場合であ れば、廃棄費用の分だけ粗利益が減少することに なり、粗利益に対してかかるロイヤルティも減少 する。しかしCVSチェーンのFC契約においては、 廃棄費用を売上原価に含めないため(実際に販売 された商品のみの原価という意味で「商品売上原価」、 「純売上原価」などと呼ばれる)、本部が収受するロ

イヤルティは、廃棄費用の多寡に左右されないことになる³⁷⁾。したがって、廃棄費用を原価に含めずに営業費とする「コンビニ会計方式」は、本部が廃棄費用を負担しないものということができる³⁸⁾。

こうした費用負担のもとでは、加盟店が廃棄費 用の削減に努める一方で、本部にはそのような誘 因はあまり働かない。それどころかかえって、結 果的に廃棄を増加させ、加盟店の費用負担を高め る誘因となることも考えられる。廃棄費用を減ら す方策の一つは、発注量を抑制することである。 しかしそれには、品切れが発生して販売機会の喪 失 (機会ロス) を招くおそれがともなう。したがっ て加盟店は、廃棄ロスと機会ロスの双方を勘案し バランスをはからなければならない。他方で本部 のほうは、廃棄ロスをほとんど負担しないためそ の抑制の誘因は働かない一方で、機会ロスについ ては、売り上げの減少につながり、ロイヤルティ 収入もそれにともない減少するため、機会ロスを できるだけ小さくしたい誘因が働く。その結果. 加盟店の考えや販売実態と合わない場合でも、本 部が適正だとする発注を, FC 契約上または現実 の力関係のもとで、行わせることも生じうる。実 際にも, 先述の公取調査によると, 「加盟店にお ける商品の仕入数量については、本部から加盟店 に対して商品の仕入数量の提示がされていると回 答した加盟店の割合が、コンビニエンスストアで は48.8% (中略) であった。また、商品の仕入数 量に係る具体的な事例として、フランチャイズ・ チェーンにおける加盟店の評価が再契約の考慮要 素となるとされることもあるところ、特定の商品 について、一定割合以上が売れ残った場合に有利 な評価をされるため, 加盟店が必要と考える数量 よりも多量の商品の仕入れを強いられている旨の 回答や、加盟店のオーナー不在時に勝手に経営指 導員に商品を発注され仕入れさせられる旨の回答 が見受けられた」ということである³⁹⁾。

加盟店はCVSチェーンのシステムの統一性やイメージを損なうことがないように、本部が適切と考える商品構成・品揃えを維持しなければならない。そのことは機会ロスを小さくする一方で、その結果生じる廃棄ロスを専ら負担する加盟店に

とっては、経営を圧迫する要因となっている場合 も少なくないと考えられる400。また廃棄費用を 減らす別の方法として, 販売期限が迫っている商 品の「見切り販売」(本部推奨価格より価格を下げ て販売すること)がある。仮に原価で商品を販売 した場合でも、その分の差益はゼロであるが、原 価分の廃棄費用は圧縮でき、チャージがかかる粗 利益を減らすことができる場合もある。公取調査 によれば、デイリー品などの見切り販売を経常的 に行っている加盟店は多くないが、それを実施し ようとすると、推奨価格での販売を指導されるこ とが少なくないようである41)。公取調査に先立 つ 2009 年には、ある大手チェーンが「デイリー 商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行って いる加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀 なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営 判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相 当額の負担を軽減する機会を失わせている」とし て. 公正取引委員会から排除措置命令を受けてい る42)。見切り販売によって、チェーン全体とし て「安さ」より利便性を消費者に訴求してきた統 一性やイメージが損なわれる恐れがあることか ら、本部としてはそれを容認しがたい一方で、そ れが阻害されることで廃棄費用の負担軽減の機会 が制限され、経営的に厳しい状況の加盟店も少な からず存在すると考えられる。

人件費と廃棄費用以外の営業費については省くが(少なく見積もって月に20万円ほど),ここでみた総収入から営業費を差し引いたものが営業利益であり、その状況は前節でみたとおりである。これらから、P/Aの賃金が最低賃金水準を超えることが困難であり、オーナーとその親族の就労時間がきわめて長時間となっているケースが多いことの具体的な事情が了解されよう。

V おわりに

CVS チェーンの加盟者は独立した事業主として、FC 契約を本部と結び、対等の立場で店舗を経営するものとされる。そして加盟者と本部の関係は、「共存共栄」「対等なパートナーシップ」「家族」などとも謳われている。本部にとって加盟者

はいわば顧客であり、既存顧客を維持し、さらに 新規顧客を獲得することを通じて. チェーン全体 の売り上げを高めることでしか. 本部は収益を拡 大させることはできない。理念的あるいは一般的 には、そのとおりであるが、現実的・具体的には、 高いチャージ率のもとで、チェーン本部が要請す るシステムの統一性の維持やブランド・イメージ の向上に沿いながら、販売にかかる経費の大半を 負担する加盟者の経営は厳しい状況が続いてき た。閉店も少なくなく、2015年度の大手5チェー ンの開店数3677に対して閉店数は1838であり. 新規に2店開店する一方で1店が閉店となってい る 43)。他方、3 大チェーン本部の最近の営業利益 率は(単体での2013年度から15年度の3カ年の平 均). 高い順から30.4%、19.0%、12.4%となって おり、きわめて好調なのである。

小論は、CVSで働くP/Aの賃金がどうして低いのか、オーナーはどうして長時間就労なのか、という素朴な問題関心から、その現状、加盟店の収支の実際、それらとFC契約の関係について述べてきた。現在、CVSは「人手不足」の問題に大きく直面している。今後、社会・生活インフラとしての役割のいっそうの向上が期待されているが、その際の最大の課題も人材確保である。そうした問題・課題に対処しCVSが今後も発展していくためには、FC契約のあり方も含めて本部と加盟店の関係が問われなければならない。

- 1) 店舗数, 販売額については, 経済産業省「商業動態統計調 香」による。
- 2) 『コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する調査 報告書』(経済産業省,2015年)。
- 3) 日本フランチャイズチェーン協会「経済・社会的役割としてのコンビニエンスストア宣言」(2015年)。
- 4) 2015 年度末の店舗数のうち、大手 3 チェーン(セブンーイレブン、ローソン、ファミリーマート)が占める割合は76%、大手 5 チェーン(上記に加えて、サークル K サンクス、ミニストップ)は92%である。直営店の比率については、大手 3 チェーンの単純平均で2.5%、大手 5 チェーンでは3.9%である(各社公表 IR 情報より)。なお2016 年の経営統合により、サークル K サンクスは今後ファミリーマートにブランド転換していくことになっている。
- 5) 日本労働研究機構(当時),調査研究報告書 No.73, 1995年。
- 6) 契約タイプの呼称は各チェーンにより様々であり、また2 種類だけではないが、便宜上、Aタイプ、Cタイプとしておく。それぞれの説明と、ロイヤルティ率の違いは、本文中で後述する。またCタイプが主流であることについて、例えばセブン-イレブンでは、2015 年度末の店舗のうち Cタイプ

日本労働研究雑誌 49

- の割合は75.4%となっている。しかし2004年度末までは、A タイプが過半を占めていた。A タイプはその後、店舗数自体も減少傾向にある。ローソンは、2015年度末でC タイプは72.4%である(各社公表 IR 情報より)。
- 7) セブン-イレブンについて、「ファスト・フード」と「生鮮 食品」(日配食品)の売上高に占める割合を有価証券報告書 によってみると、1979年度は29.2%であったが、94年度に は36.6%と大きく上昇している。それ以降は、分類方法の変 更により数値自体はかなり異なるが、その割合はほぼ横ばい で推移している。
- 8) JIL 調査によると (これはフランチャイズチェーン加盟の CVSを対象とした調査),24時間営業店の割合は59.8%であったが、経済産業省『商業統計調査』(2014年) によると、チェーン加盟の CVS の 93.4%が「終日営業店」である。終日営業の場合、費用に見合うだけの売り上げを確保することが難しい時間帯にも営業しなければならないことが多い。
- 9) 本間重紀編『コンビニの光と影』(花伝社, 1999年) は、「オーナーたちの悲痛な叫び」、「コンビニ・FC 訴訟の現在」、「コンビニ契約の構造と問題点」などについての、加盟者、弁護士、法学者らの著作である。「ロスチャージ」と呼ばれる「コンビニ会計方式」をめぐる裁判、公正取引委員会のセブンーイレブンに対する排除措置命令に関しては、木村義和「フランチャイズ契約における廃棄ロスとチャージ、そして見切り販売制限(1)~(4)」(『愛知大学法学部法経論集』187・189・190・195号, 2010年12月・11年7月・11年9月・13年7月)を参照。
- 10) 法学者の論考については、前注のものやそこで言及されて いる多くの著作を参照。加盟店の経営と労働実態の全体的状 況が不明であるのは、 専ら資料的制約による。 チェーン本部 が公表しているのは、店舗数、平均売上高、平均粗利益率な どに限られている。小論も大規模な調査を実施したわけでは ないため、その制約は免れていない。断片的ではあるが関連 するいくつかの資料に加えて、20名ほどの加盟者からの聞 き取り、それを踏まえた仮定のもとで、試論的に考察を行っ たものにとどまる。CVS の重要性からは、相当の調査が俟 たれるところである。FC 契約下の経営と労働に関して, David Weil が、アメリカのいくつかの産業について分析し ている (The Fissured Workplace, Harvard University Press 2014)。フランチャイザー(本部)は、ブランドのイメージ や統一性の維持・向上のために、FC 契約によってフランチャ イジー (加盟者) に対して、事業の基準を詳細に定めてその 遵守を徹底させる。その下で事業を行う加盟者は、厳しい競 争環境のもとで、利益を確保するためコスト (とりわけ人件 費) 削減の大きな必要性に直面せざるを得なくなる。そのた め,賃金や労働時間に関して,しばしば公正労働基準法に違 反する事態が生じることとなるが、その結果についての責任 は加盟者が負うだけで、本部はそれを免れて「いいとこ取り (have it both ways)」ができているという。小論は、日本の CVS チェーンについても、同様なことが言えるものと考える。
- 11) 数値は「終日営業店」のもので、そのほとんどがチェーン 加盟である。
- 12) チェーンへの加盟条件は基本的に、夫婦・親子・兄弟姉妹など同居する親族2名が経営に専念できることなどとされている。なお『商業統計調査』によると、「単独事業所」の割合が64.6%と全事業所の約3分の2を占めている。加盟者ベースでみると、1店舗のみ経営の割合は(一定の仮定を置いて)90.4%と大半を占める。近年は、各チェーンとも新規加盟者の獲得が困難となっており、複数店経営を積極的に奨励している。
- 13) 大手5チェーンはすべて、本部のホームページにおいて加 盟店の求人情報を提供している。それによっても、P/Aの 募集時給は、どのチェーンでも最低賃金額か1円単位の端数

- を切り上げた額での募集が多く、せいぜいプラス数%である。
- 14) 他にも求人情報を提供しているいくつかの会社が、職種ごとの募集時給の全国およびエリア別の平均値を毎月公表している。例えば、インテリジェンス『an 平均賃金レポート』、リクルートジョブズ『平均賃金レポート(アルバイト・パート)』などである。これらによっても、CVS スタッフの募集時給が他職種よりも低水準であることは明らかである。
- 15) 前掲(注 2), p.31)。同報告書は、CVSが社会インフラとして国民生活における重要な役割を高めていくことが期待されるが、その際の加盟店の最大の懸念が「従業員不足」の問題であると指摘している。しかしスタッフの待遇の低さは、「従業員不足」の理由の単なる一つとして触れるのみで、低賃金の背景・要因については関心がないようにみえる。そして CVS の人材確保のために、外国人技能実習制度が活用できるようになることに期待を寄せている。
- 16) 厚生労働省『大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査』(2015年)によると、労働法上の問題があると考えられる事柄に関し、「コンビニエンスストア」において経験したとする割合が比較的高いものに、「一方的に急なシフト変更を命じられた」と「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」がある(それぞれ25.2%、22.6%で、CVS以外では、それぞれ13.7%、14.2%)。人件費抑制による「人手不足」の結果が、このような形でもあらわれている。なお従業員確保が困難な理由としては、低賃金に加えて、それに見合わない複雑な仕事であることも挙げられる。サービス商品の売り上げが年々増加し、その改廃や新規導入のスピードが速く、それにともない習得しなければならないことも多くなっている。
- 17) なお総務省統計局『労働力調査』によって、「飲食料品小売業」の「自営業主」の「平均週間就業時間」をみると (2006 年平均), 男女計で51.1 時間, 男性では56.8 時間となっているが, CVS オーナーの就業時間は, これよりもかなり長いとみられる。
- 18) JIL 調査でも示されているが、オーナーの勤務時間は深夜・早朝に偏っていることが多い。そうした時間帯は P/A を確保しにくく、高い時給も提示しなければならないが(労働基準法の深夜割増の定めがある)、高い賃金支払いは利益を圧迫するため、自らが勤務することになりがちである。
- 19) なお複数店経営のケースが比較的多い「法人経営オーナー」については(155人),500万円台から700万円台が分布の中心で、中央値は600万円台に位置している(平均は940万円)。
- 20)「ファミリーマート事件(都労委平成24年不第96号)命令書」、別表1。
- 21) セブン-イレブンでは、店舗ベースの集計で単店経営の割合は78.1%であるから、加盟者ベースでは少なくとも約9割が単店経営である。ローソンでは、加盟者ベースで61%が単店経営である。ファミリーマートは店舗ベースで約4割が単店経営であるから、加盟者ベースでは少なくとも約6割が単店経営である(各社の加盟者募集サイトより)。
- 22) ある大手チェーン本部の「事業ガイドライン」の「標準就業時間表」では、オーナー店長の就業時間は1日12時間、「マネージャー」(オーナーの親族)は8時間で、休日はともに年間52日と記されている。仮にそれに基づくと、オーナーとマネージャーの年間就業時間は合計6260時間となり(20時間×313日)、年間収入が350万円、650万円としたときの1時間当たり収入は、それぞれ559円、1038円となる。
- 23) 実は厳密にいくら違うのかは、各チェーンによって何を売上とするかが異なるために難しい。
- 24) 2011 年度から 15 年度までの 5 年間の平均は、セブン-イレブン 30.7%、ローソン 30.8%、ファミリーマート 27.7%である (各社公表 IR 情報より)。

50 No. 678/January 2017

- 25) 日本フランチャイズチェーン協会「JFA フランチャイズ ガイド」(http://fc-g.jfa-fc.or.jp)。
- 26) なお各チェーンともに、最低保証制度を設けている。年額で決められている保証金額を月額で示すと、X:142万円、Y: 155万円、Z:167万円である。
- 27) 本文で先に示したように、『商業統計調査』(2014年)によると、P/Aの8時間換算雇用者数は8.0人であり(24時間営業店)、したがって平均して各時間帯に2.7人(8×8÷24)が就業している計算になるが、それでは利益が大きく圧縮されてしまい過大と考えた。そして実際に、ある大手チェーンのある地区の約100店舗の平均給料データ(2015年10月までの1年間)による1カ月当たり人件費と、その地区の県の最低賃金額(2014年度)を用いて、本文の仮定にしたがって計算した数値は、9千円しか違いがなかった。
- 28) 2014年の『商業統計調査』の結果を2007年のものと比べると、1店舗当たりのP/Aの8時間換算雇用者数で0.52人、P/A以外で0.12人増加している(24時間営業店)。0.5人のP/A 増は、月当たり10万円ほどの負担増である。
- 29) 今後も最低賃金の大幅な引き上げが続くと予想されるが、政府目標の1000円の場合の人件費は164.5万円となり、2015年度よりもさらに33.2万円もの増加になる(本文の仮定による試算)。また近年、社会保険未加入対策が強化されているが、加入義務があるCVSの大半が未加入の状態にあると言われている(『月刊 コンビニ』は2012年1月号から4月号で4回にわたり、「店舗経営を揺るがす『社会保険未加入問題』」と題する記事を掲載している)。最低賃金の上昇と社会保険料負担も必要になることを考えると、CVSはオーナーとその親族による長時間就労および低賃金によって人件費を抑制することで一定の利益を確保している実態にあることから、チャージ率の引き下げなどFC契約の見直しがなければ、今後は相当数の経営困難店が発生する可能性がある。
- 30) 公正取引委員会『フランチャイズ・チェーン本部との取引 に関する調査報告書――加盟店に対する実態調査』(2011 年)。
- 31) 加盟店だけではなく、『週刊ダイヤモンド』 (2010 年 9 月 11 日号) のインタビューで、ローソンの社長 (当時) も、収納代行サービスについて、「収益にならないサービスは増やさないでくれ」とする加盟店の要望が多く、「再考する必要がある」と語っていた (p.38)。
- 32)「コンビニエンスストアにおける 24 時間営業の考え方について」(2007 年)。
- 33) 加盟者の多くは24時間営業のままでよいと考えているようだが、営業時間を短くしたいとする者も決して少なくはない。『コンビニオーナー世論調査』(前掲) の結果によると、前者が56%、後者が44%である。
- 34) 過大な人件費負担は店舗経営を危うくするため、ある大手チェーンでは、加盟者にそれを抑制する誘因が働くような条項をFC契約に含めている。簡単化して述べると、「生活費見合い」として本部から毎月送金される「月次引出金」と前月の従業員給料の合計の上限を、前月の売上高の9.5%としているのである。これにより加盟者は、一定の生活費を確保するために、売り上げの確保と人件費抑制に努めることになる。しかし後者の結果、しばしば、P/Aの低賃金、「人手不足」、加盟者とその親族の長時間就労となる。
- 35) 公正取引委員会「株式会社セブン-イレブン・ジャパンに 対する排除措置命令について」(2009年)。
- 36) 注 27) で触れたある地区のデータでみると,不良品売価の月当たりの平均は 67 万円であったが,これも本文の数値とほぼ符合する。
- 37) 財務会計上, それを原価に算入せずに営業費とすることが 認められていないわけではない。
- 38) 廃棄ロスの費用が売上原価から控除され、その分だけ粗利

- 益が大きくなってチャージがかかるため,「ロスチャージ」と呼ばれることがある。そのことへの批判などもあり、廃棄費用の一定割合(例えば、セブンーイレブンでは15%)を本部が負担するように現在ではなっている。しかしその割合はチャージ率よりもかなり低く、したがって、廃棄費用全額を加盟店が負担したうえで、なお結果的に「ロスチャージ」となっている状態であるともいえ、本部が廃棄費用削減に努める誘因はさほど働かないと考えられる。
- 39) 前掲 (注 30))。その報告書は、ヒアリング調査での次の ような加盟店の回答も記載している。「本部は、販売の機会 を失うこと(機会ロス)のないよう、在庫確保(仕入れ)を 重点的に指導してくるため、本部のいう機会ロスを生じない ように商品を仕入れざるを得ず、恒常的に廃棄負担 (廃棄口 ス)が生じている」。「契約期間満了後に本部と再契約(契約 更新) するには、更新前1年間(年間2回実施)における覆 面調査員調査で70点以上取る必要があり、おにぎり等の商 品について、あるべき陳列量(在庫量)が同調査の評価の対 象とされており、店舗ごとの販売可能量を考慮せずに、一律 に基準が設定されているため、当該基準をクリアするために 過剰な仕入れをせざるを得ない」。また別の資料で、ある チェーンの「店舗経営基準」によると、在庫が550万円以下 や月中在庫と月末在庫の差が100万円以上は、在庫の適正管 理ができていないものとされている。さらに岡山県労働委員 会は、「加盟店において少しでも利益剰余金を増やそうと月 末在庫を圧縮しようとすると、そのような行為でさえ会社は 快く思わず、商品があたかも『射的の的』のように並ぶがご とき在庫量では、欠品が出やすく不適切だとして、OFC(店 舗経営相談員―著者注)などからアドバイスというかたちで 指導、指示を受けることになる」という「事実」を認定して いる (「セブン-イレブン・ジャパン事件 (岡委平成22年 (不) 第2号) 命令書」)。
- 40) 『大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査』(前掲) において、CVS では「商品やサービスの買取を強要された」とする者の割合が比較的高い理由は (CVS が 11.6%, それ以外は 1.0%), 本文で述べたように、加盟店の廃棄費用の負担が大きく、それを削減することも難しいからだと考えられる。
- 41) 具体的な回答として、「見切り販売の承諾を本部から得た後、本部からの販売促進費用の支給が無くなったり、新たな店舗の開設を希望したところ、見切り販売をやめることが条件として提示された」。「廃棄負担(廃棄ロス)を縮小しようと見切り販売を開始したところ、これまでは、経営指導員の巡回は週1~2回であったところ、毎日巡回してくるようになったため、見切り販売を中止した」。「ファストフードを見切り販売すると、契約違反とされ、契約が解除される」などの事例を報告書は記載している。
- 42) 前掲 (注 35))。
- 43) 2001 年度からの15年間についてみると、出店数4万2766 に対して閉店数2万2851である(各社公表IR情報より。エリアフランチャイザーを含まない数値)。積極的に店舗数拡大が行われる一方で、閉店も相当の数にのぼる。チェーン本部の出店戦略の基本はドミナント出店であり、その本部にとってのメリットの一つは、全体の売上高の拡大によるロイヤルティ収入の増加にある。他方でその直接の影響を被る加盟店は、多くの場合売上高の減少に直面する。FC契約上、加盟者に「テリトリー権」はなく、本部は何時でも何処でも店舗を開設することができる。

つちや・なおき 武蔵大学経済学部教授。最近の主な著作に『現場力の再構築へ――発言と効率の視点から』(共著,日本経済評論社,2014年)。労使関係論・人事管理論専攻。

日本労働研究維誌 51